

第四章 本アクションプラン策定後の取り組み体制について

本章では、これまでみてきたエリアごとの取り組みの状況および広域連携での取り組みの必要性をふまえ、今後の手賀沼・手賀川地域の活性化に向けた取り組みの体制について示します。

■手賀沼・手賀川活用推進協議会に想定される“3つの役割”について

今後、手賀沼・手賀川活用推進協議会に求められる役割には、次の3項目が想定されます。

- A. 手賀沼・手賀川地域で予定されたり、実際に進められている事業などの情報を構成団体間で共有する“情報共有の場”としての役割。
- B. 広域連携で取り組む事業で生じた事案の“協議・調整の場”としての役割。
- C. 手賀沼・手賀川地域での新規事業を検討する民間事業者や活用に意識的な市民に、情報を提供したり、事業の実現化に有効な他団体との関係構築を支援したりするなど、“サポーター”としての役割。

以下、“3つの役割”について、その目的と効果をまとめます。

A. “情報共有の場”としての役割について

- ・現在、手賀沼・手賀川地域内の6つのエリアでは、個々に事業が行われています。これらの事業は、基本的には各自治体が主体的に進めていくものです。
- ・ただし、各自治体が、各エリアで取り組んでいる事業の進捗状況を協議会の構成団体が互いに情報共有しておくことは重要と考えます。例えば、情報を共有することで、他団体にとっても取り組みの参考になること、必要に応じて構成団体間で連携しやすくなること、各エリアの事業内容の重複や不要な競合が避けられること、が考えられます。
- ・このため当協議会では、各事業の進捗状況や予定されている新規事業などについて、今後、構成団体間で定期的に“情報共有する場”を設けていくこととします。

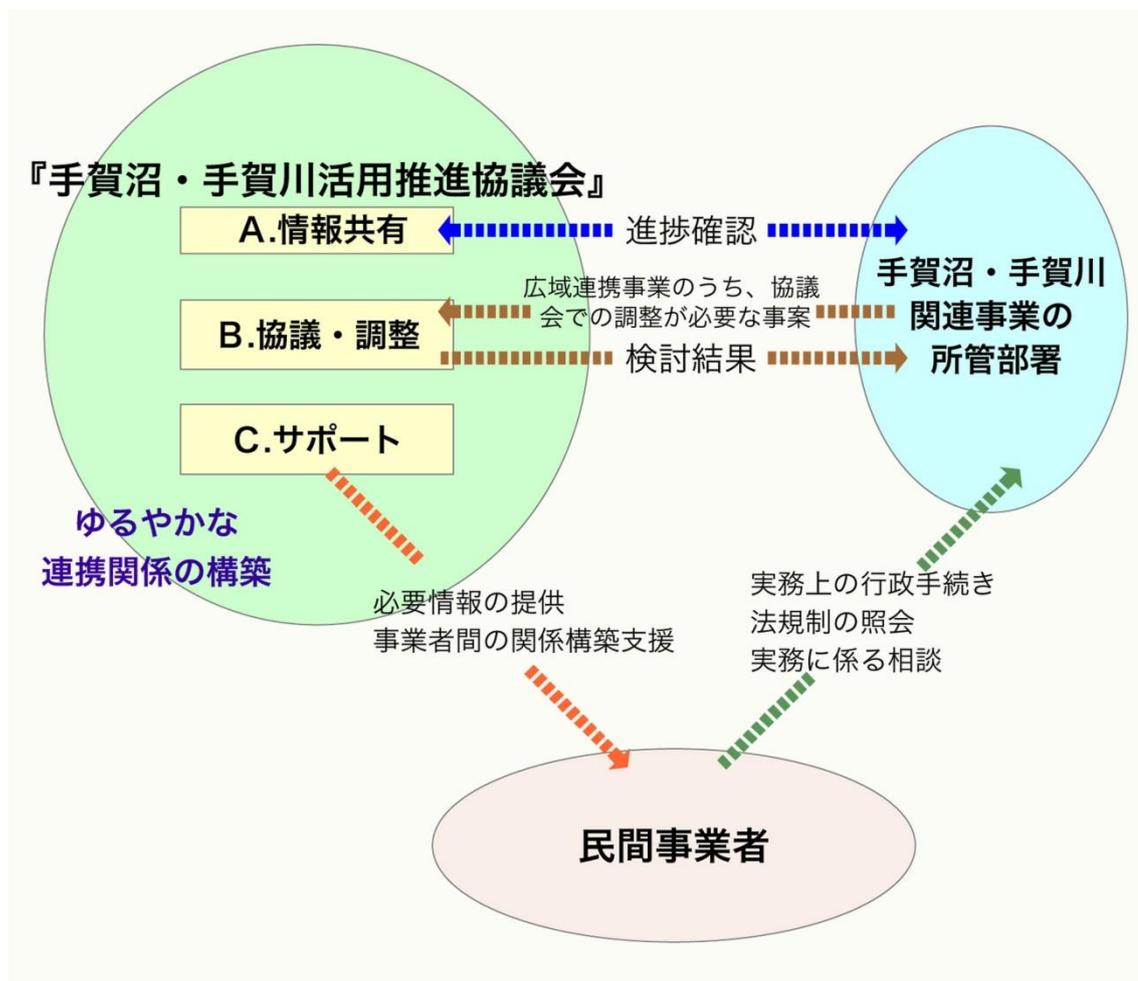
B. 広域連携事業に関する“協議・調整の場”としての役割について

- ・本協議会に想定される役割のひとつとして、広域連携で取り組む事業で生じた事案に対する協議・調整機能があります。
- ・第三章で示したように、今後、事業を具体的に進めていく中では、2市間または3市間、あるいは関係市と千葉県や国の機関との協議をしていく必要が生じると想定されます。このうち個別の事業に関わる事案については、当該団体の担当各部署間を中心に検討していくこととなりますが、広域連携事業のうち、地域全体の活性化

に関わる事案については、本協議会において協議する方が、よりスムーズに調整できると考えられます。主に広域連携事業になりますが、地域全体に関わる事案については今後、本協議会で協議・調整を図りながら進めていきます。

C.手賀沼・手賀川に関する民間事業の“サポーター”としての役割について

- 既に、各エリアの交流拠点の運営には、多様な民間事業者が関わっています。これらの民間事業者間では、将来的にイベント等での連携が行われる可能性があります。
- このような民間事業者間での連携に向けて、日常的に相互の情報をやりとりできるよう、互いの関係性構築を支援していきます。
- なお、手賀沼・手賀川の活用にあたっては、さまざまな法令を遵守していく必要があります。実務上の手続きで、民間事業者には各所管部署から説明を行います。本協議会としても必要な情報を提供していきます。



図：『手賀沼・手賀川活用推進協議会』の取り組み体制モデル

■柔軟な協議会運営を目指して

本書では、現時点で実施されているもしくは今後想定される、手賀沼・手賀川を活用した地域の活性化の取り組みについて記載してきました。今後は、これらの事業を一つ一つ着実に実現していくことが求められます。

活性化に向けたさまざまな事業を実際に展開していくのは、柏市、我孫子市、印西市を中心とした各自治体ですが、本協議会ではそれらの事業について、定期的に情報共有する場を設けることで、事業の進捗状況を全体的に把握していきます。

また、広域連携で取り組むべき5つの項目については、事業主体となる各自治体間がゆるやかな連携関係を保ちながら、課題解決に向けた方策や方針を見出せるよう、本協議会の場で調整を図っていくこととします。

今後は、このような取り組みを重ねて地域全体の魅力向上を図り、地域内の人はもとより、地域外からも多くの人が繰り返し訪れるような、にぎわいのある手賀沼・手賀川地域をつくっていきます。